通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、日本航空株式会社から、以下のとおりロックアウト(作業所閉鎖)を行う旨の通知がありましたので、同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和5年3月8日以降

2 場所

日本航空ユニオンの組合員が従事する日本航空株式会社の全職場 (別記の都道府県)

3 目的

日本航空ユニオンが賃金引上げ等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和5年3月6日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別	記							
北	海	道	青	森	県	岩	手	県
宮	城	県	秋	田	県	Щ	形	県
千	葉	県	東	京	都	新	潟	県
愛	知	県	大	阪	府	和	歌山	県
島	根	県	岡	Щ	県	広	島	県
香	Ш	県	愛	媛	県	高	知	県

 福
 岡
 県
 株
 本
 県
 大
 分
 県

 宮
 崎
 県
 鹿
 児
 島
 県
 沖
 縄
 県